



2024年8月23日

各位

会社名株式会社 旅工房
代表者名代表取締役社長 岩田 静絵
(コード番号: 6548 東証グロース)
問い合わせ先 取締役執行役員 朝居 宏文
事業戦略本部本部長

ir@tabikobo.com

取締役及び監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、2024年8月23日開催の取締役会において、2024年9月25日開催の第30回定時株主総会に付議する取締役及び監査役候補者の選任について下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役候補者の選任について

(1) 提案の理由

取締役全員（5名）は、第30回定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。取締役会における経営体制の効率化を図るため、取締役を1名減員し取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の選任につきましては、任意の「指名・報酬委員会」での審議を経て、取締役会にて決定しております。

(2) 取締役候補者

| 種別 | 氏名 | 当社での現役職 |
|----|--------|-----------------------------|
| 再任 | 岩田 静絵 | 代表取締役社長 |
| 再任 | 朝居 宏文 | 取締役兼執行役員事業戦略本部本部長兼レジャー本部本部長 |
| 再任 | 轟木 有里珠 | 非常勤取締役 |
| 新任 | 甲斐 亮之 | - |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 甲斐亮之氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 独立性について
 甲斐亮之氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。同氏の選任をご承認いただいた場合、当社は同氏を独立役員として指定する予定です。
 4. 責任限定契約
 ①当社と轟木有里珠氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。
 ②甲斐亮之氏は、当社の社外取締役候補者であり、同氏の就任が承認された場合、当社は同氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定です。
 5. 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(3) 新任取締役候補者の略歴及び選任理由

| 氏名 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|--|---|
| 甲斐 亮之 (1980年12月25日生) | 2005年10月 株式会社ギャプライズ入社 2010年12月 同社執行役員 2013年3月 同社代表取締役（現任） |
| <p>取締役候補者の選任理由</p> <p>甲斐亮之氏は、企業経営に関する幅広い知識と見識を持ち、特にデジタルマーケティング分野に関する豊富な経験と実績を有しております。社外取締役として、当社の現状を客観的な視点で評価し、取締役会において、取締役会の実効性や広報戦略等についての助言・支援と継続的な成長に大きく貢献していただけることを期待して取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏が選任された場合は、任意の指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。</p> | |

2. 監査役候補者の選任について

(1) 提案の理由

監査役全員（3名）は、第30回定時株主総会終結のときをもって任期満了となりますので、改めて監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者の選任につきましては、任意の「指名・報酬委員会」での審議を経て、監査役会の同意を得た上で、取締役会にて候補者を決定しております。

(2) 監査役候補者

| 種別 | 氏名 | 当社での現役職 |
|----|-------|---------|
| 再任 | 黒田 潤 | 常勤監査役 |
| 新任 | 外山 吉丸 | - |
| 新任 | 野村 拓也 | - |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 黒田潤氏、外山吉丸氏及び野村拓也氏は、社外監査役候補者であります。
3. 独立性について
- ①当社は、黒田潤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- ②外山吉丸氏及び野村拓也氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。両氏の選任をご承認いただいた場合、当社は両氏を独立役員として指定する予定です。
4. 責任限定契約
- ①当社と黒田潤氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。

②外山吉丸氏及び野村拓也氏は、当社の社外監査役候補者であり、両氏の就任が承認された場合、当社は両氏との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定です。

5. 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(3) 新任監査役候補者の略歴及び選任理由

| 氏名 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|--|--|
| 外山 吉丸 (1984年12月4日生) | 2007年12月 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人） 入所 2011年2月 双日シェアードサービス株式会社入社 2014年9月 株式会社イノーバ入社 2015年8月 監査法人アヴァンティア入所 2019年7月 東京ケータリング・ホールディングス株式会社入社 2019年10月 同社執行役員管理本部長 2021年11月 株式会社プロレド・パートナーズ管理本部長 2022年10月 株式会社ゼン・ランド 監査役（現任） 2024年1月 PROGRESO CONSULTING/外山吉丸公認会計士事務所代表（現任） |
| <p>社外監査役候補者の選任理由</p> <p>外山吉丸氏は、公認会計士として培われた財務・会計・監査に関する豊富かつ高度な知識・経験を有しております。また、複数の事業会社における管理部門での豊富な経験に加え、他の会社の社外監査役経験を有しております。これらの専門的かつ実践的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくことが期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、新たに監査役として選任をお願いするものです。また、同氏が選任された場合は、任意の指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。</p> | |

| 氏名 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |
|--|--------------------------|
| 野村 拓也 (1992年3月3日生) | 2019年12月 未来創造弁護士法人入所（現任） |
| <p>社外監査役候補者の選任理由</p> <p>野村拓也氏は、弁護士として培われた高い専門性を持ち、特に企業法務分野に関する豊富な知識と経験を有しております。その専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくことが期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、新たに監査役として選任をお願いするものです。また、同氏が選任された場合は、任意の指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。</p> | |

以上